

# 視察報告書

平成27年7月

自民クラブ

高橋博久

高瀬 洋

無会派

松本和幸

## ①視察実施日

平成 27 年 7 月 14 日(火)・15 日(水)

## ②視察先

衆議院会館会議室  
栃木県矢板市

## ③調査事項

衆議院会館[14 日]

「まち・ひと・しごと創生」  
長期ビジョン・総合戦略について

西脇市における課題として  
農振地域として抱える問題について

栃木県矢板市[15 日]

特殊酵素資材による  
下水汚泥減量システムについて

所感 高橋博久

わが市に於いては、本年6月5日に「西脇市まち・ひと・しごと創生会議」が発足し、長期ビジョン、総合戦略への取り組みが始まったのだが、過去における1億円のバラマキなど、地方の活性化施策が、またもやバラマキに終わるのではないかとの懸念を感じており、藤井ひさゆき代議士のお世話になり、創生本部事務局参事官補佐等からレクチャーを受けた。

結論から言えば、わが市が客観的なデータに基づき、わが市の現状と課題を把握して、そのような中からわが市の特性に即した地域課題をしっかりと抽出し、「西脇市版総合戦略」が立案できるか否かにより、成否が分かれるようだ。

藤井代議士からも、レクチャーを受けた「地域経済分析システム」について、さらに詳しく説明を受けた。

このシステムは、産業マップ・人口マップ・観光マップ・自治体比較マップの4つのメニューがあり、これを活用することにより、各自治体に於いて「地方版総合戦略」の立案、実

行、検証ができることを支援してくれるものである。

ただ、これは誰でも利用できるものではなく、各自治体に於いて1名の情報管理責任者を定め、経済産業省との間でしっかりとした約束のもとで活用できるものようだ。

このシステム(RESAS)を如何に活用するか、それにより他の自治体との違いを如何に表すか、これにより自治体の進化か退化が顕在化してくると思える。

あらためて、2000年の自治法大改正、地方分権一括法の施行等これらの大きなウネリの中で、議会改革を進めてきている意義は、旧態依然とした議会や議員では、地域住民にとっては、真の安心幸福実現には不要と言われる所以であろう。

正直、この流れが私にはまだしっかりと把握できません。引き続き調査研究の必要性を痛感しています。

次に、栃木県矢板市における「特殊酵素資材による下水汚泥減量システム」への取り組みであるが、当初の情報は元西脇市議のI氏からによる。20数年前、大木町における農業集落排水事業への取り組みの際、終末処理方法について、分解酵素を活用すれば汚泥が減量化できるとのことで、先進地に視察に行った記憶があるのだが、視察の結果、問題が多く見送ったという経緯があったので、今回の視察は、この問題点をどのようにクリアしたのか興味があった。

矢板市がこのシステムに取り組みされたのは、産業廃棄物となる汚泥の処理に限界を感じ、その危機感から、矢板上下水道事務所所長の英断とのことであった。

処理方法そのものは、現在西脇市でも使用しているシステムに、特殊酵素剤を投入するだけというもので、改造に多額の費用が発生することもなく、投入する酵素剤の費用が必要だけとのことであるから、処理費用の軽減化は確実に図れるものである。

問題は、この施設の管理運営が誰にでも簡単にできるものではないようだ。専門的な知識を有したところに、矢板市も委託されている。

このシステムを開発された大学との連携が、大きなカギとを感じる。分解酵素を製造している会社も、何社かあるようようだが、国内の自治体に於いて取り組んでいるところも少なく、しっかりと調査研究して取り組む必要があると思える。

矢板市に於いては、大成功であり何の問題も発生していない、機械類も酵素により寿命が延びている等々、他の自治体はなぜ取り組まないのだろうか的な意見を述べておられた。

素人の私には専門的な知識がないので、軽々に言えないが、黍田における汚泥が無くなる。黒田庄地区の終末処理場における汚泥が無くなる。これらのことが実現すれば、下水処理料金の負担軽減につながるものと思える。

## 会派行政視察 所感

高瀬 洋

今回、衆議院議員会館及び栃木県矢板市を訪問した。訪問の目的は次の通りである。

- 1) 衆議院議員会館：自民クラブで考えている、西脇市のまち・ひと・しごと創生

に関連して、実現の可能性や他の自治体の動向を探る。

- 2) 矢板市：先進的に取り組まれている、特殊酵素を使った下水処理事業について、西脇市でも取り入れられないかの判断材料になる情報を得る。

## 1. まち・ひと・しごと創生

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を受けて、西脇市においても平成 27 年度の事業として、西脇市まち・ひと・しごと総合計画の作成に着手している。本年 6 月初旬に第一回の委員会が開催されたが、私はテレワークの推進により、ひと・しごとの創生に取り組むことは、西脇市の強みを生かせる施策へと発展するのではないかと考えている。その理由は以下の通りである。

- i) 企業誘致は進出企業の経営方針に左右され、また、撤退リスクもあるため、本市の人口増施策としてはもう一つの柱となる施策が必要である。
- ii) 高齢者雇用安定法の改正により、65 歳まで働く人口が増大。また、週数日勤務の形態も増加するため、本市のような地理的条件（阪神地区から 1～2 時間）でも居住地として選択されることが期待できる。
- iii) 余暇活用の多様化により、自然回帰の機運が高まっており利便性とのバランスにおいて本市の強みがある。

IV) 未来型勤務形態等で国との共同研究や試行的な実施等により、初期投資を抑えながら状況に応じた規模拡大が可能である。

今回、藤井ひさゆき事務所から紹介をしていただき、内閣官房や総務省とのパイプができた。国のまち・ひと・しごと計画の中の ICT 関連施策としてテレワーク推進計画も含まれており、全国で 10 数件がエントリーされている。これからも西脇市の特性に合ったテレワークの活用について行政とも意見交換等をしながら進めたいと思う。

## 2. 栃木県矢板市

矢板市は、平成 18 年度より汚泥処理を従来の微生物による方式から、特殊酵素を用いる方式に切り替えた。特殊酵素による方式は、初期投資で酵素の購入を必要とするが、酵素による処理では汚泥が完全に分解されてしまうため、従来方式では、最後まで残っていた汚泥の処理費用が掛からなくなるため、ランニングコストが安価である。また、悪臭がなくなるというメリットがある。

西脇市の下水処理は、旧西脇市は今後 10 年間で農業集落排水を公共下水に接続し、小野の浄化センターで処理する計画を持っている。旧黒田庄については、今の所、小野に接続する計画はないので、この部分の浄化設備として、今回の特殊酵素による浄化方式が使えるのではないと思う。「なぜ酵素による浄化方式」がまだ普及していないのか尋ねたが、初物には警戒を示す自治体体質や既得権の問題等があるようだ。技術的、コスト的に問題がないか、西脇市なりに検討は必要と思われるが、前向きな取組みを促したいと思った。

(所感) 松本 和幸

衆議院議員「国会事務所」

事前に私の質問事項（別紙1）を送付しました。そして、当日30分という短い時間ではありましたが、（農林水産省）の農地政策課より2名の専門官、経営政策課より4名の専門官、から説明を受けました。

1) 耕作放棄地

農地中間管理機構の取組地区に関する優良事例の説明がありました。

\*JAの農業参入と農地中間管理事業を活用し、まとまった形での農地集積、そして、農業再生を図る。

\*機構と行政が連携をとりながら、農地の出し手と受け手とのマッチングを行うなど、一元的に集約して利用調整を図る。（機構集積協力金の活用事例）

説明の内容は理解できたのですが、私の質問の説明にはなっていませんでした。

2) 担い手確保（Uターン就農がしやすい環境）

\*青年就農給付金事業についての説明がありました。

定年を迎え、故郷に帰って農業をしたい人のためにも、何か優遇処置を図れないか聞きたいと思う。

3) 法人化の推進

\*法人経営として農業を行う「農業法人」は、現在では、全国で約15,300社（平成26年）にのぼり、地域農業の担い手として、また雇用による新規就農の受け皿として、重要な役割を果たしている。農業者の皆さん自らが考えていただくべき大事な問題だと思う。

次に、藤井ひさゆき代議士より、「地域経済分析システム」について説明がありました。

\*まち・ひと・しごと創生本部は、これまで経済産業省が開発を行ってきた「地域経済分析システム」、いわゆる「ビッグデータを活用した地域経済の見える化システム」を、経済分野に限らずさまざまなデータを搭載することで、地方自治体が「地方版総合戦略」の立案等をする際に役立てていただけるシステムへと再構築しました。この「地域経済分析システム」を：RESAS：（リーサス）と呼んでいます。

RESASを全国の自治体で活用していただきたいという思いを聞きました。

各自治体において、どれだけ多くのデータを活用できるのか、また、使いこなせる職員がいるのかが問題である。

矢板市

：特殊酵素資材による下水汚泥減量システムの調査

矢板市では、平成17年度に「下水汚泥の減量化」をテーマとした自主研究グループを立ち上げ、勉強会や視察を経て、特殊酵素を用いた汚泥減量化がベストであるとの結

論に至ったことから、平成 18 年度に沢地区水処理センター、平成 19 年度に境林地区水処理センターの 2 か所の農業集落排水処理施設に、汚泥減量システムを導入した。

これまでに、汚泥減量システムの導入から 9 年と 8 年が経過したが、余剰汚泥の発生がなく、汚泥処分経費のコスト縮減額・年 600 万円（2 か所）が図られた。

また、この汚泥減量システムは、余剰汚泥をほぼ完全に処理できることから、悪臭の原因となる硫化水素ガスやアンモニアガスの発生がほとんどなく、汚泥減量システム導入前にあった臭気に対する苦情もまったく無くなりました。これにより境林地区水処理センターにおいては、気になるほどの臭気もないことから、水処理センターの隣接地が新規の住宅分譲地になったほどです。

さらには、鉄類の錆やコンクリートの劣化の原因となる有害ガスの発生がほとんど無いことから、施設の延命化にも繋がっている。なお、汚泥減量化システムの導入に伴う施設の改造は必要としないが、曝気装置やポンプ設備など軽易な仮設設備は設置する。これらは水質が安定すれば撤去する。

近隣では、矢板市の汚泥減量システムを研修に来た埼玉県深谷市において、平成 23 年度に農業集落排水処理施設 3 か所で汚泥減量システムを導入した。

西脇市においても、自主研究をされて、特殊酵素を用いた汚泥減量化を検討されては、と思います。

## 耕作放棄地（別紙 1）

### （問題点）

・耕作放棄地や耕作放棄地の予備軍となる農地については、基本的に条件が悪いところが多い。（農地が狭い、山際、獣害の被害が多い、など）

そのような農地については、受け手がなく、当然のことながら担い手（認定農業者、集落営農等）も、効率、コストの観点から、受けないことが多い。

### （課題）

・耕作放棄地が増加すると、農業生産力の低下、景観の悪化、さらには防災面の低下等から、耕作放棄地（予備軍を含む）を減少させることが必要。

受け手として考えられる担い手に対して、受け入れやすい条件整備が必要。

### （要望すること）（案）

・耕作放棄地や耕作放棄地予備軍に対して、行政が耕作放棄解消対象農地として指定。（中山間地域以外も対象）そのうえで、それら農地を担い手が借り受けた場合は、担い手に対し助成を行う。

・その場合の耕作条件として、「保全管理」（耕すだけ）も対象とする。（理由：作物の作付を条件とすると、コスト面から借受けない可能性が高まる。保全管理なら、農閑期にできる作業となり、経営安定につながるなど、メリットが多い）

## 1) 担い手確保

### （問題点）

・稲・麦・大豆などを中心とした土地利用型農業の担い手としては、認定農業者、集落

営農が中心となるが、これらの担い手自体が高齢化し、さらにはその後継者がいないところも多い。

(課題)

・認定農業者の後継者確保対策として、Uターン就農がしやすい環境をつくることが必要。

(要望すること) (案)

・Uターン就農の場合の助成、相続税(生前贈与)の優遇処置。

## 2) 法人化推進

(問題点)

(担い手確保、外部に対する信頼性の観点から法人化する価値はあるが)

・集落営農が法人化した場合の助成があるが、法人化した後のメリットが少ない。

・個人の法人化については、助成もなく、法人化した後のメリットも少ない。

(課題)

・雇用就農ができ、後継者の確保の観点から、法人化のメリットはあるため、法人化をもっと進める必要がある。

・集落営農が法人化した場合の助成があるが、集落営農にしる、個人にしる、その後法人化した場合のメリットが必要。

(要望すること) (案)

・法人化した後の助成、税の優遇処置。